

公 示 第 7 3 号
公 示 第 7 0 号
最終改正 (平成 29 年 3 月 27 日)

名古屋飛行場（県営名古屋空港）における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について

関税法第 2 4 条第 1 項の規定による名古屋飛行場（県営名古屋空港）における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定する。

平成 1 7 年 2 月 1 7 日

名古屋税関長 上 西 康 文

記

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場から出入国用出入口を通り、1 4 C、1 4 D、1 4 E、1 5 A、1 5 B及び1 5 Cの各スポットに駐機する航空機に至る直近の通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 1 4 C、1 4 D、1 4 E、1 5 A、1 5 B及び1 5 Cの各スポットに駐機する航空機から直近の通路で出入国用出入口を通り、名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
積卸場所	1 4 C、1 4 D、1 4 E、1 5 A、1 5 B及び1 5 Cの各スポット	

(以上)